

福岡県高齢者向け優良賃貸住宅制度補助金交付要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 福岡県高齢者向け優良賃貸住宅制度要綱（平成14年3月29日13住第3145号）第13条に規定する補助金の交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）によるほか、この要領に定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この要領で用いる用語の定義は、高齢者向け優良賃貸住宅制度補助要領（平成13年8月5日国住備第90号。以下「国要領」という。）に定めるところによる。

(補助金の種別等)

第3条 補助金の種別並びに補助対象となる事業及び費用は、別表のとおりとする。

第2章 整備に要する費用に係る補助金

(補助金の額)

第4条 高齢者向け優良賃貸住宅の整備に要する費用に係る補助金（以下この章において「補助金」という。）の額は、次の各号に定めるところによる。この場合において、当該額に千円未満の端数があるときは、端数は切り捨てるものとする。

一 別表1-(2)-①に掲げる事業にあつては、補助対象となる費用の合計額に3分の1を乗じて得た額

二 前号以外の事業にあつては、補助対象となる費用の合計額に3分の2を乗じて得た額

(全体設計の承認)

第5条 認定事業者は、補助対象となる事業が複数年度にわたるときは、初年度の補助金の交付申請前に、当該事業に係る事業費の総額、年度ごとの事業費の額、事業完了の予定時期等を記載した福岡県高齢者向け優良賃貸住宅整備事業全体設計承認申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。当該事業に係る事業費の総額又は年度ごとの事業費の額を変更するときも同様とする。

2 知事は、前項の承認申請書が提出された場合は、その内容を審査し、適正であると認められるときは、当該全体設計を承認し、認定事業者に通知するものとする。

(補助金の交付申請及び交付決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする認定事業者は、補助対象となる事業に着手する前に、福岡県高齢者向け優良賃貸住宅整備事業補助金交付申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定による承認を受けた認定事業者は、各年度の当該年度に実施する補助対象となる事業について、当該事業に着手する前に、前項の規定による交付申請を行うものとする。

3 知事は、第1項の交付申請書が提出された場合は、その内容を審査し、適正であると認められるときは、補助金の交付を決定し、認定事業者に通知するものとする。この場合において、知事は、必要と認めるときは、当該決定に条件を付すものとする。

(補助金の交付決定の変更申請)

第7条 前条第3項の規定による交付決定（以下この章において「交付決定」という。）を受けた認定事業者（以下この章において「補助事業者」という。）は、当該交付決定の対象である事業（以下この章において「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、福岡県高齢者向け優良賃貸整備事業補助金変更交付申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の変更交付申請書が提出された場合は、その内容を審査し、適正であると認めら

れるときは、補助金の交付決定を変更し、補助事業者に通知するものとする。この場合において、知事は、必要と認めるときは、当該決定に条件を付すものとする。

(補助事業の中止等の届け出)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、福岡県高齢者向け優良賃貸住宅整備事業中止・廃止届(様式第4号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の完了実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から20日を経過する日又は交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに福岡県高齢者向け優良賃貸住宅整備事業完了実績報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の完了実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。この場合において、当該額に千円未満の端数があるときは、端数は切り捨てるものとする。

(補助金の請求等)

第11条 前条の規定による額の確定を受けた補助事業者は、福岡県高齢者向け優良賃貸住宅整備事業補助金請求書(様式第6号)により、知事に補助金を請求するものとする。

2 知事は、前項の請求書が提出された場合は、その内容を審査し、適正であると認められるときは、補助事業者に補助金を交付するものとする。

第3章 雑則

(検査及び報告)

第12条 知事は、整備に要する費用に係る補助金又は家賃の減額に要する費用に係る補助金の交付について必要があると認めるときは、第6条第3項の規定による交付決定を受けた認定事業者又は第13条第2項の規定による交付決定を受けた市町村に対し検査を行い、又は報告を求めることができる。

(台帳等の作成及び保存)

第13条 整備に要する費用に係る補助金の交付を受けた認定事業者及び家賃の減額に要する費用に係る補助金の交付を受けた市町村は、当該補助金の対象となった事業の実施状況、当該補助金の使途等明らかにした台帳、書類その他必要と認められる図書を作成し、及び整理し、これを5年間保存しなければならない。

附 則

この要領は、平成13年2月19日から施行し、平成13年2月19日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成14年3月29日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に高齢者向け優良賃貸住宅制度要綱(平成10年4月8日建設省住建発第39号)第4の規定に基づいて供給計画の認定を受けているものにあつては、改正後の福岡県高齢者向け優良賃貸住宅制度要綱第4条第1項の規定に基づいて認定を受けたものとみなして

改正後の福岡県高齢者向け優良賃貸住宅制度補助金交付要領（以下「新要領」という。）を適用する。ただし、新要領第2章に規定する補助は行わず、なお改正前の福岡県高齢者向け優良賃貸住宅制度補助金交付要領第2章の規定による。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

（交付期限）

この要領は平成25年7月30日から施行し、平成25年度から平成26年度までの補助金に適用する。

附 則

（交付期限）

この要領は平成27年7月16日から施行し、平成27年度から平成32年度までの補助金に適用する。

別表（第3条・第4条関係）

補助金の種別	補助対象となる事業	補助対象となる費用	
1 整備に要する費用に係る補助金	(1) 土地所有者等による高齢者向け優良賃貸住宅の整備	住宅の共用部分等整備費（国要領第4第1項第1号及び第2号に掲げる費用の合計。ただし、国要領第4第2項又は第3項に該当する場合にあっては、当該各項の規定により算定した費用とする。）	
		加齢対応構造等整備費（国要領第5第1項イからハまでに掲げる費用の合計）	
	(2) 地方住宅供給公社等による高齢者向け賃貸住宅の整備	① 福岡県住宅供給公社による高齢者向け優良賃貸住宅の建設	住宅の建設費（国要領第8第1項イからハまでに掲げる費用の合計。ただし、国要領第8第2項、第3項又は第4項に該当する場合にあっては、当該各項の規定により算定した費用とする。）
		② 福岡県住宅供給公社による高齢者向け優良賃貸住宅の改良	住宅の共用部分等整備費及び加齢対応構造等整備費の合計額。ただし、社会福祉法人による高齢者向け優良賃貸住宅の建設においては、当該合計額が住宅の建設費（国要領第8第1項及び第2項に掲げる費用の合計。ただし、国要領第8第3項又は第4項に該当する場合にあっては、当該各項の規定により算定した費用とする。）に1/2を乗じた額を超える場合は当該合計額に1/2を乗じた額とする。
		③ 社会福祉法人による高齢者向け優良賃貸住宅の整備	